　　　　　ラッシュ船に積載されて輸出入されるバージの通関手続について

昭和46年8月21日蔵関第1640号

改正　昭和55年12月25日蔵関第1353号

改正　昭和61年6月6日蔵関第587号

改正　昭和62年12月25日蔵関第1306号

改正　平成23年3月31日蔵関第411号

改正　平成23年8月10日蔵関第901号

改正　平成24年6月15日蔵関第615号

改正　平成28年2月29日蔵関第901号

改正　令和3年3月31日財関第285号

改正 令和3年6月30日財関第504号

ラッシュ（LASH＝LIGHTER ABOARD SHIP）船に積載して輸出入するラッシュパージ（以下「パージ」という。）についての通関手続を下記のとおり定めたので、昭和46年8月21日から当分の間、これにより処理されたい。

記

再輸出することを条件として一時的に輸入されるパージについては、関税定率法（明治43年法律第54号。以下「定率法」という。）第17条第1項第2号又は第3号の規定による再輸出免税扱いすることとし、その具体的な輸入及び輸出の手続は、次による。

１　輸入の際の通関手続

⑴　輸入申告及び免税の手続

関税法施行令（昭和29年政令第150号。以下「関税令」という。）第59条第1項の規定による輸入の申告及び関税定率法施行令（昭和29年政令第155号。以下「定率令」という。）第34条の規定による免税の手続は、別紙様式「パージ輸出入（納税）申告書（再輸出免税明細書兼用）」を2通（原本及び輸入許可書用）提出させて行わせることとする。

この場合、仕入書その他の申告の内容を確認するために必要な書類（以下「仕入書等」という。）の提出は、省略することとする。

⑵　輸入の本船扱い

上記⑴の輸入手続は、関税法（昭和29年法律第61号。以下「法」という。）第67条の２第２項に規定する本船扱いによることとする。

この場合、関税令第59条の５第２項に規定する本船扱いの承認申請手続は、別紙様式の標題の下に「本船扱い承認申請書」と併記させ、輸入申告書と兼用させることとし、提出された輸入申告書を税関が受理したことにより本船扱いの承認があったものとして取り扱うこととする。

⑶　輸入申告書の記載要領

別紙様式を輸入申告書として使用する場合の記載要顎は、次による。この場合、輸入申告書中上段の提出に係る事項の記載は要しない。

なお、再輸出の際、輸出されたことの確認を容易にするため、輸入申告は、原則として1パージ1申告とするものとするが、輸入されるパージについてあらかじめ輸出の際のラッシュ母船への積込みが同時に行われることが明らかなものについては、当該同時に積み込まれるパージを1申告書に記載させて差し支えない（この場合において、免税適用条項が異なる場合は、免税適用条項ごとに欄を分けて記載させること）。

イ　申告番号　輸入者ごとの一連番号を記載させる。

ロ　品名、記号　米国におけるパージの登録番号を記載させる。

ハ　申告価格CIF価格を記載させる。

なお、あらかじめ輸入者よりパージの価格に関する資料を提出させ、これに基づいて税関で一定の申告価格を教示することとして差し支えない。

ニ　税表番号　船舶（第8901．90号）として分類する。

ホ　免税条項　輸入の際、貨物を積載しているものは、「定率法第17条第1項第2号」と記載させ、空のまま輸入されるものは「定率法第17条第1項第3号」と記載させる。

へ　関税額　関税額の下に免税額をかっこ書で記載させる。

ト　パージを積もうとする船舶　不明の場合は記載を省略させて差し支えない。

チ　使用の場所　積載貨物を陸揚げ又は積み込もうとする港名及びはしけだまり等の名称を記載させる。

リ　輸入の目的パージの輸入の目的を簡単に記載させる。

⑷　輸入申告の時期

パージの輸入手続は、前記⑵により本船扱いで行われるが、輸入申告は、法第67条の2第4項の規定により当該バージに係る積荷に関する事項が税関に報告された後に行わせることとなるので留意する。

なお、他の貨物の積卸し等のためパージの船卸しを急ぐ場合には、あらかじめ輸入申告書を提出させ事前審査を行うこととして差し支えない。

⑸　輸入の許可

輸入を許可したときは、輸入申告書（許可書用）の輸入許可印欄に許可印を押なつした上、これを輸入許可書として申告者に交付し、輸入申告書（原本用）に輸入許可日を記載する。

⑹　担保の取扱い

前記⑴の輸入の際における定率法第17条第2項で準用する同法第13条第3項の規定による担保については、原則として、その提供を省略させて差し支えない。

⑺　再輸出免税扱いとする附属品等の取扱い

パージとともに輸入されるダンネージ、ラッシング、セバレーションネット、パレット、プレスリング及びこれらに類似するもの（以下「附属品等」という。）のうち、通常、当該パージの使用上必要と認められる範囲のものについては、パージと一体として取り扱い、輸入申告書への特掲は省略させる。

⑻　普通貿易統計の取扱い

当該パージについては、「外国貿易等に関する統計基本通達」（昭和59年10月17日蔵関第1048号）21－2（貿易統計上除外貨物）の⑺に該当し、輸入及び輸出ともに計上除外貨物となるので留意する。

2　輸出の際の通関手続

⑴　輸出申告

関税令第58条の規定による輸出の申告及び定率令第39条の規定による輸出の手続は、前記1の⑸により交付した輸入許可書（輸出許可書用）及び当該許可書と同一の内容を記載させた別紙様式による輸出申告書（原本用）を提出させて行わせることとする。

この場合、仕入書等の提出は省略することとする。

なお、1輸入申告で輸入された複数のパージが、やむを得ない事情により分割して輸出されることとなった場合には、上記の輸入許可書（輸出許可書用）及び当該分割輸出されるパージに係る輸出申告書（原本用）を提出させて輸出申告を行わせる。

⑵　輸出の本船扱い

前記⑴の輸出手続は、法第67条の3第2項に規定する本船扱いによることとする。

この場合、本船扱いの承認申請手続及び承認の取扱いは、上記1の⑵を準用する。

なお、本船扱いの承認申請手続は、パージをラッシュ母船に積み込む前に行わせること。

⑶　輸出申告書の記載要領

前記1の⑸により交付した輸入許可書を輸出中告書として提出する際の記載要領は、次による。

イ　申告番号　輸出者ごとの一連番号を記載する。

ロ　申告価格　輸入後、重大な揖傷を生じた場合（原状回復程度の修理をした場合を除く。）のほかは、便宜、輸入の際の価格とする。

ハ　パージを積み込もうとする船舶　輸入の際に記載を省略した場合に記載される。

なお、輸入の際に記載した船舶が変更された場合には訂正させること。

⑷　輸出申告の時期

当該パージの輸出手続が、前記⑵により本船扱いで行われることから、バージのラッシュ母船への積込みが完了する前であっても、輸出申告書を提出することができる。

⑸　輸出の許可

輸出の許可は、バージのラッシュ母船への積込みが完了した後に行うものとし、輸出を許可したときは、前記⑴により提出された輸出申告書（許可書用）の輸出許可印欄に許可印を押なつした上、これを申告者に交付し、輸出申告書（原本用）に輸出許可年月日を記載する。

ただし、前記⑴のなお書に係る輸入許可書（輸出許可書用）については、輸入許可の際の記載されたパージがすべて輸出されたときに上記の処理を行うこととする。

なお、分割輸出されるパージについては、当該輸入許可書に再輸出された旨を裏書する等により処理して便宜当該パージの輸出許可書として申告者に交付する。

⑹　再輸出の確認

前記⑸により輸出許可書を交付したときは、当該輸出許可書を輸入許可税関に提示させ、再輸出の確認を受けさせること。輸出許可書の提示を受けた輸入許可税関は当該パージに係る輸入申告書（原本用）と対査確認等を行つた、輸入申告書（原本用）に輸出確認済の旨を記載して整押しておく。

⑺　再輸出する附属品等の取扱い

前記1の⑺によりパージと一体として取り扱つた附属品等については、輸出の際においてもパージと一体として取り扱い、輸出申告書への特掲は省略させる。

別紙

パージ輸出入（納税）申告書

（再輸出免税明細書兼用）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事項 | 輸入 | 輸出 |
| 申告番号 |  |  |
| あて先 | 長殿 | 長殿 |
| 申告年月日 |  |  |
| 申告者住所氏名  (名称及び代表者の氏名) |  |  |
| 代理人住所氏名 |  |  |
| 通関士記名 |  |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 品名・記号・番号 | 数量 | 申告価格 | 税表番号  税率 | 免税適用条項  関税額 |
|  |  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 船舶の名称及び国籍 | | パージ等を積んでいた船舶 | | パージ等を積もうとする船舶 | |
|  | |  | |
| 輸出の予定時期 |  | | 使用の場所 | |  |
| 予定積出地 |  | | 輸入の目的 | |  |

輸入許可年月日 輸出許可年月日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 輸入許可印 |  | 輸出許可印 |  |

（注）　この申告書は2通提出すること。

｢不服申立てについて」この申告に基づく処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に税関長に対して再調査の請求又は財務大臣に対して審査請求をすることができます。

（規格　A4）